

新型コロナウイルス感染症に係る 緊急事態宣言の期間延長に対する市長コメント

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けては、最前線に対応されている医療従事者をはじめ、感染予防に取り組まれている事業者や多くの市民の皆様には深く感謝を申し上げます。

本日、政府において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の期間が5月31日まで延長されました。対象区域は全都道府県とされており、特に、神奈川県を含む13の「特定警戒都道府県」においては、引き続き、接触機会の8割削減や施設使用の自粛などが求められております。

本市においても、爆発的な感染拡大は生じていないものの、いまだ予断を許さない状況であり、引き続き、感染を封じ込めていく必要があります。

これまでも、市民の皆様、事業者の皆様にはたいへんのご苦勞をおかけしているところであり、このたびの期間延長が皆様にいっそうのご負担をおかけすることになると心痛しております。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大に打ち勝つため、どうか、今回の期間延長につきまして、皆様のご理解、ご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

市民の皆様におかれましては、流水や石けんによる手洗いなど、感染症予防対策の徹底とともに、不要不急の外出や旅行などの自粛を、改めてお願いいたします。

外出しないことが、最大の防御策です。命を守る行動を、お願いします。

最後になりますが、感染された方の一日も早い回復をお祈りするとともに、その方やご家族等に対する人権と個人情報の保護にもご配慮をお願いいたします。

市民一丸となりこの未曾有の難局を乗り越えるべく、本市といたしましても、医療体制の確保や経済・雇用対策など、今後も迅速に取り組んでまいります。

令和2年5月4日
相模原市長 本村 賢太郎

(問い合わせ先)
担当 緊急対策課
電話 042-707-7044